

改正派遣法に基づくマージン率の公開



対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、マージン率に関する情報を以下のとおりお知らせいたします。

派遣労働者数 (令和8 年3月31日時点の雇用者数)	65名
派遣先数 (年間取引企業数)	27社
マージン率	24.0%
派遣料金平均金額 (1 日 8 時間計算)	15,908円
派遣労働者賃金平均額 (1 日 8 時間計算)	12,084円
雇用安定措置を講じた人数	6人
教育訓練に関する事項	派遣就業の前の研修や業務内容に応じてOA機器操作研修等を実施しています。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。
労働者派遣法30条の4 第1項の 労使協定の締結の有無	有
労使協定の有効期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの 相談窓口連絡先	当事業所

マージンに含まれる費用は、以下の通りです。

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、 労災保険料などの事業主負担分
会社運営経費	派遣スタッフの業務災害保険、広告宣伝費、事務所費用等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、 会社運営経費を差し引いた利益